

日本生命保険相互会社
千葉支社主催

相続・生前贈与セミナー

平成26年12月6日
税理士法人吉田会計
代表社員
税理士 吉田和義
電話0438-22-2767

4-1. 今後の相続税対策

相続税対策は今後も現在とあまり変わるところがない！

相続税は基本的には「財産の額×税率」

ポイント

- ・税率は相続時点の財産額で自動的に決まるものであり、コントロール不可
- ・財産の額は自らの意思でコントロール可

財産の額を少なくすることが相続税の節税対策

少なくする方法→使う(債務対策・非課税対策)

あげる(贈与対策)

評価を下げる(建物対策)

スタートは今いくら財産があるのかしること！

4-2. 贈与対策

喜ぶ顔が見たい。贈与は何年も！何回も！誰にでも！

ポイント	留意点
<ul style="list-style-type: none">◆ 贈与税がコスト それを減らすには 贈与税の学習 (暦年贈与) 人数増やし 期間も増やす ◆ 孫の教育資金贈与は 移転コストが安い 子供世代の負担軽減 ◆ 子の住宅資金贈与は 移転コストが安い	<ul style="list-style-type: none">◆ 浪費してしまうことへの配慮が大切 受取側に自由に出来ない仕組みを考える ◆ 名義預金とされないよう専門家のアドバイスを聞く。 預金口座は子供名義で、管理も子供に。 あげたつもりはダメ。 ◆ 一括贈与は笑顔の数が少なくなることに注意 ◆ 名義は土地より建物

4-3. 暦年贈与の活用

贈与財産310万円の場合 $(310万円 - 110万円) \times 10\% = 20万円$ (贈与税)

もらった
財産の総額

—

基礎控除額
110万円

=

課税価格

課税価格	現在		H27. 1. 1~			
			一般		父母・祖父母から 20歳以上の子供、孫へ	
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下			55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円		

4-3. 暦年贈与の活用

相続税の税率は死亡時の財産額で決まる

⇒自らの意思でコントロール不可

贈与税の税率はあげる側で財産額を決める

⇒自らの意思でコントロール可

- ・ 相続税の税率が30%と予想される人

 - 贈与税率が10%から20%に収まる贈与を繰り返す

- ・ 財産額が不明だが相続税の申告が必要そうな人

 - 相続税は最低税率が10%だから、贈与税率10%の贈与をしておけば損はない

留意点

相続税の上では、相続人に対する贈与は「3年間なかったもの」とみなされるので死亡直前の贈与は無駄になる可能性あり。

4-3. 暦年贈与の活用

具体例：親から子へ310万円贈与（贈与税は20万円）

ダメなパターン

- ・ 20万円は納税資金として子供へ
- ・ 残りは使わないように子供名義の預金へ入金し、口座は親が管理
→名義預金として贈与を否認される可能性あり

子供に持たせるのが心配な場合、次のような仕組みが有効

↓

- ・ 20万円は納税資金として子供へ
- ・ 残りは使わないように子供を契約者とした終身保険・養老保険を契約して
保険料とし、子供が将来保険金を受け取る